

一般社団法人福岡音楽大学設立の会理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人福岡音楽大学設立の会（以下「本会」という。）定款第37条の規定に基づき理事会の運営に関し必要な事項を定め、本会業務執行の透明性の確保と円滑で効率的な推進を図ることを目的とする。

(理事会の種類及び開催)

第2条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

2 定例理事会は、年6回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事会長（以下「会長」という。）が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったときで、会長が理事会の招集の通知を発したとき。

(3) 定款第23条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

第2章 理事会の招集

(招集)

第3条 理事会の招集は、前条第3項第3号による場合を除き、定款第33条の規定による。

(招集通知)

第4条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所及び議題等を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに各理事及び監事に対して通知を発出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第5条 理事会の議長は、定款第33条の規定による。ただし、これによることができない場合は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

(理事会の開閉)

第6条 理事会の開閉は、議長がこれを宣する。

(関係者の出席)

第7条 理事会が必要と認めるときは、議事に関する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議案の説明)

第8条 議案の説明については、提案者がこれを執り行うものとする。ただし、必要がある場合は、提案者以外の者に説明させることができる。

(報告事項)

第9条 定款第22条第5項に規定する会長、代表理事副会長（以下「副会長」という。）及び業務執行理事の業務執行状況報告は、定例理事会において行うものとする。

2 監事は、第23条に規定する職務に関する報告を全ての理事会において行うことができる。

(採決)

第10条 議長は、議題について質疑及び議論が尽くされたと認めるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

2 理事会の議題の採決は、定款第34条及び第35条に規定するところによる。ただし、理事を解任する決議又は第18条第2項に規定する議題を社員総会に提案する場合の決議は、3分の2以上に当たる多数をもって決するものとする。

3 採決の方法は、挙手又は起立によるものとする。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面による議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

(議事録の配付)

第12条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第13条 理事会は、本会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第14条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 会長、副会長及び業務執行理事の選定並びに解職
- (3) 社員総会の日時及び場所並びに付議する事項の決定
- (4) 規則並びに規程の制定、変更及び廃止
- (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算等の承認
- (6) 事業報告及び決算書類等の承認
- (7) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (8) 多額の借財の決定
- (9) 重要な使用人の選任及び解任の決定
- (10) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (11) 重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更
- (12) 重要な事業その他の争訟の処理
- (13) 理事が定款第27条に規定する取引をしようとする場合の承認
- (14) 定款第28条の規定による賠償責任免除額の決定
- (15) この法人の業務の適正を確保するための体制整備の決定
- (16) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(理事取引の承認)

第15条 理事が前条第13号に規定する承認手続を得るために必要な開示すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方、金額、時期及び場所
- (4) 取引が正当であることを示す資料
- (5) その他理事会が必要と認める事項

第6章 雑則

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議によって行う。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年12月15日から施行する。

別表（第 11 条関係）

議事録記載事項	<ol style="list-style-type: none">1 理事会が開催された日時及び場所2 理事会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）施行規則第 15 条第 3 項第 2 号に規定する招集の場合は、その旨3 理事会の議事の要領及びその結果4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名5 法人法第 92 条第 2 項、第 100 条及び第 101 条第 1 項の規定により、理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要6 定款第 36 条第 2 項及びこの規則第 11 条第 1 項の規定により議事録署名人とされた代表理事以外の理事で理事会に出席したものの氏名7 理事会に出席した監事の氏名8 議長の氏名
---------	---